五箇条のご誓文によった新政の大方針が定まる、東京奠都、版籍奉還、 つづいて断行された廃藩置県によって封建制度が名実ともに除かれ、維新の大業が 初めて完全となる。

王政維新の大変革に付随して起こった戦乱の経過については、その大略を前話で話したが、一方、京都の新政府では、東征軍が関東、奥羽のほうで鎮定に従事している間にも、内治、外交の上に着々と新政を行っていた。 中でも最も重大なものとして先づ第1に述べなければならないのは、五箇条のご誓文のことです。

ご かじょう せいもん 五箇条のご誓文

慶応4年(明治元年)2月28日に、明治天皇は学問所に出御され、在京の諸大名を召して、同心協力、 国家の事に尽力するようにと論しになった。 ついで翌3月14日(江戸で、西郷隆盛と勝安芳とが、芝の薩摩の別邸に会見して、江戸城明け渡しの内相談をまとめた日)には、紫宸殿に出御され、公卿および諸大名を率いて、親ら天地の神々を祭り、次の五事をお誓いになって、これを群臣に宣布された。 その文にいわく、

- ー、広く会議を興し、万機公論に決すべし。
- 一、上下心を一にして、盛んに経綸を行うべし。
- ー、官民一途庶民に至るまで、各々其 志 を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。
- 一、旧来の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
- 一、知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし。

我が国未曾有の変革をなさんとし朕躬を以って衆に先んじ、天地神明に誓い、大いに

このこくぜ ばんみんほぜん しゅう ししゅ もと この斯国是を定め、万民保全の道を立てんとす。 衆 またこの旨趣に基づき、協力努力せよ。

年号月日 御諱

これを五箇条のご誓文という。 この儀式としては、先づ総裁三條実美に天地の神々に対する祭文を読み上げさせた後、天皇には親しく玉串を供えて神々を拝し給い、更に実美に上のご誓文を読ませたのです。

ぉゎ゠ぉ 想い起こされる大化の改新

みなさんはここで、はるかに 1220 余年の昔、大化の改新の時に、**孝徳天皇**が先帝(**皇極天皇**)および皇太子(**中 大 兄皇子**、後の**天智天皇**)と共に、御殿のお庭の大きな槻の木の下に群臣をお集めになって、天地の神々に誓われたことを想いおこされるでしょう。 あの時、**孝徳天皇**は、臣下に 忠 勤 を誓わせると共に、親 らも公明な政治をすることをお誓いになったのだが、今度、明治天皇もまた、神々に誓って、新

政の基礎をお定めになると共に、臣下に協力努力するようにと論されたのです。 なお、大化の改新と明治の新政とは、相似ている点が 頗 る多いのでよく比較されるが、この事については、もう少し明治の新政の実際を述べてから、改めてまた話します。

さて、五箇条のご誓文によって、**天皇**が、将来、わが国をお治めになる根本の方針を示されると、当日、この式に参列した公卿および諸大名は、いづれも天皇のおぼしめしに感激して、

慶応四年 戊辰三月

という奉答文を作り、総裁以下、順々に式場の中央に進み出て先づ神々を拝し、次に 玉 座に向って礼拝をした上、筆を執って自分の姓名を書き記した。 なおこの奉答文には、この日、参列し得なかった諸大名や旧幕府の旗本なども、後に至って署名した。

新政の基礎が定まる

この五箇条のご誓文のうちに、今日の立憲政治の精神もすでに明らかに見えていることは、第一箇条に、広く会議を興して、万機、即ち天下の政治は公論に決するとあるので、皆さんもすぐ分かります。 又、開国進取の方針を立てて、彼の長を採り、我が短を補い、以って外国と並び立つようになろうとしたお考えも、第四、第五の箇条によって明らかにこれを拝察することが出来ます。 こうして、これより以後のもろもろの施設はみなこの五箇条のご誓文の趣意によらないものは無いのです。 今日、我が国運がますます隆んになり、世界の先進国に数えられるまでに発展したのも、一にこのご誓文によって基礎を定められたお陰です、

御親征

ついで、3月20日に、天皇は親ら軍神を南殿に祭り、翌21日に宮門を出て大阪に行奉され、西本願寺を行在所とした。 2月3日に下された親征の詔に対して、その実を示されたのだが、同時にまた、大いに天下の耳目を新たにしようとの考えでもあった。 親征の順序は、先づ大阪に行き、関東の形勢次第で大旆(訳注:天子の用いる旗)を東海道から江戸に進めようとの予定でしたが、間もなく**徳川慶喜**は罪に伏し、江戸城は無事に明渡されたために、閏4月8日には早くも京都に還幸された。

即位の大礼

ついで8月27日に、天皇は即位の大礼を紫宸殿で挙げられて、皇位継承のことを広く天下に告げられたが、この儀式の上にも、王政復古の意味を示そうとの考えから、奈良時代以後に唐の文物の影響を受けて、久しく中国風になっていたのを、ことごとく改めて日本固有の風に復された。 例えば、天皇の 冠はこれまで玉の飾りのついたものを用いておられたが、 立 纓の冠に改め、服も、これまで中国古代の天子の服制によっていたのを、黄櫨染の袍(上着)に改められた類です。 又、南庭の旗や飾り物の如きも、

中国風のものは全くこれを廃して、例えば、 榊 に五色の布を垂れた幣旗を用いるというように、もっぱら わが国固有のものに改められたのです。

ただ一つ、これまでに全く前例のなかったことは、式場に大きな地球儀を一つ置かれた事ですが、これは、ご誓文の一箇条である「知識を世界に求め、大いに皇基を振起すべし」の意を表したもので、一方、復古に対して、維新の義を示されたものだといわれている。 なお、この地球儀は、かつて水戸の**徳川斉昭**が孝明天皇に献上した品で、今も京都の御所に保存されているという。

いっせいいちげん せい 一世一元の制

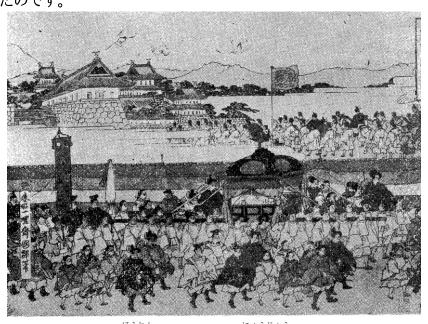
さて、即位の大礼を挙げた翌月、即ち9月8日に天皇は改元して、慶応4年を明治元年とされ、これより後は、天皇一代に年号は一つと定められた。 即ち、一世一元の制がそれで、これまで、吉 凶 禍福などのために、一代の間にも何度となく改元したのを、ここに全く改めたのです。 はじめて年号を定めた第36代 **孝徳天皇**の大化 以来、第121代 **孝明天皇**の慶応 まで、天皇の86代の間に、年号は実に228もあった。 中でも第96代 後醍醐天皇の御代には、在位22年の間に年号は9つの多さになった。

第 102 代 後花園天皇の御代には、在位 36 年の間に 8 つ、孝明天皇の御代には在位 21 年の間に 7 つの年号があった。 殊に最も 甚 だしいのは西暦 749 年で、1 年の間に年号が 3 つもあった。 即ち第 45 代 聖武天皇の天 平 21 年を、4 月に改元して天 平威寶としたのを、同年 7 月に孝謙天皇が即位になって、更に天 平 勝 寶と改めたからです。 但し、これなどは全く特殊な例ですが、ともあれ、一代に幾つも年号があるのは、何かにつけて 煩 わしくもあれば、又、不便なことも少なくなかったので、ここに明治天皇は英断をもって一世一元の制を立てたのです。

てんと 東京**算都**

これより先き、参与大久保利通は、人心を新たにするために都を大阪に遷すよう建議したが、朝廷では初め、これをとって 突飛な意見として迎えた者が多く、容易に其の儀は決せずにいた。

ところが、とかくするうちに、遷都は 大阪よりも江戸にこそと、江戸遷都論を 唱える者が続々とあらわれ、しきりに これを建白した。



東京 鳳輦の東京城への入城

ついに朝議もほぼこれに決して、慶応4年(明治元年)7月17日に一詔 して江戸を東京とした。

最初の御東幸

やがて、(既に前に述べたように、)8月27日に即位の大礼を挙げ、9月8日に改元して慶応4年を明

治元年と改めると、その月の 20 日をもって鳳輦はゆるやかに京都の御所を出で、途中、はるかに伊勢の神宮を拝して東海道を下り、日数を重ねて 10 月 13 日に江戸城に入られた。 昔、第 12 代 景行天皇がやまとたけるのみこと 日本 武 尊の東征によって平定された国々を視察しようと、東海道を 巡 幸 されて以来、天皇が関東に デュラニラ された事は嘗て無かったので、沿道の民はこれを拝し、みな感涙を流して喜びあったということです。

京都へ御還幸

さて天皇が江戸城に入られると、その日に、西の丸を皇居として、これを東京城と改称し、今度は登城を参内と称すことになった。 しかし、このご東幸は、京都はもとのまらの帝都としておいて、一時の政治の都合で東京に臨幸になった体にしたものだったので、12月になると、天皇は一旦、京都に還幸の上、その25日に親しく先帝(孝明天皇)の3周忌の祭儀を行われ、28日に一條忠香の第3女美子を立てて皇后とされ、ここにめでたく明治2年の正月を迎えられた。

東京に御再幸

こうして3月7日に至り、**天皇**は賢所 (訳注:神鏡)を奉じて再び京都の御所を出で、その12日に、まづ親しく伊勢の神宮に詣でて維新の改革を奉告され、その28日をもって東京城に着かれた。これから永くここにとどまって大政を統べ、東京を帝都と定めたが、遷都の公然の布告はついに出なかったので、今もこれを東京奠都といって、東京遷都とは言わないのが普通になっています。

なお、これは後の事ですが、明治 21 年 12 月 17 日に至り、東京城を宮 城 と改 称 し、以って今日に 及んでいます。

ちゅうおうせいふ かんせい 中 央 政府の官制

さて、話はまた前に戻るが、王政復古の大号令を発せられた時に、総裁、議定、参与の三職を置いて、 天下の政務を議定させた事は前に述べた。

その後、中央政府の官制はしばしば改められ、7局に分け、或いは8局としたりしたが、慶応4年(明 だじょうかん ぎせい りっぽうぶ ぎょうせい じんぎ かいけい ぐんむ がいこく ぎょうせいぶ けいほう 治元年)閏4月、新たに太政官に議政(立法部)、行政、神祇、会計、軍務、外国(以上行政部)、刑法 しほうぶ (司法部)の7官を置いて、立法、行政、司法の3権を分立させた。

更にまた翌明治2年7月にこれを改めて、神祇、太政の2官と民部、大蔵、兵部、刑部、宮内、外務の6省を置き、太政大臣、左右大臣、参議その他の官職を設けた。 じつに大寶令の昔の制度にならったもので、王政復古の精神がここにもあらわれたのです。

地方三治

こうして中央政府の組織は次第に整ったが、地方の制度はまだまだ備わらなかった。 さきに朝廷は、 鳥羽伏見の戦いの直後、もとの幕府および幕臣の領地を改めて、これを 29 の府、県に分け、知府事、知県事 を置いて治めさせたが、諸国の大名の領地は、なおもとのまゝに、藩主の支配に任せていた。 即ち、 府、

県、藩の3 つが其の頃は並立していたので、これを地方三治と言った。

き どたかよし はんせきほうかん 木戸孝允の版籍奉還

けれども、こうしては全国同一の政治を行うことが出来ないのみならず、朝廷の歳入も少なくて、とても多大な国家の費用を支えるに足らない。 これはどうしても藩を廃して、その領地をことごとく朝廷に収めなければ、王政復古は名のみでその実があがらない。 第一にこれに気付いたのが参与の**木戸孝允**である。

彼は山口に帰って、藩主**毛利敬親**に見え、土地(版)人民(籍)の奉還の必要を述べてその同意を得ると、喜んで京都に引き返して、同じく参与の**大久保利通**と謀り、彼に薩摩藩主にこれを説かせてその同意を得た。 ついで土佐の後藤 **象 二郎**、佐賀の副島種臣らに、おのおのその藩主を説かせてまたその同意を得た。



き ど こういん かつらこ ご ろう 木戸孝允 (桂 小五郎)

さっちょうど ひ はんせきほうかん そうせい 薩 長 土肥の版籍奉還の奉請

それで、ついに明治2年正月23日、薩摩、長州、土佐、肥前(佐賀)の4藩主は、連署して書を朝廷にたてまつり、久しく彼等が自分の物かのごとくに心得て、私有していた土地人民を奉還することを請うた。 「そもそも臣ら居るところは、すなわち天子の土なり、臣ら治めるところは、すなわち天子の民なり。 いづくんぞ 私 に有せようか。 今つつしんでその版籍を収めてこれをたてまつる。」というのがその要旨でした。 建国以来、わが国は万世一系の天皇が治めるのが当然で、勿論、土地も人民もすべて朝廷のものであるから、これを奉還するのは、もとより至当なことなのです。 しかし武家政治が始まって以来、600余年の久しい間、たがいにこれを奪い合ったりして、勝手に支配して来た大名らに取っては、たしかに容易でない大事件だったでしょう。

薩、長、土、肥の 4 大藩が、率先してこれを実行したのは、思うに彼等が新政府の中心勢力となっていた関係から、王政復古の実を挙げるために、国内を完全に統一しようとしたためもあったろう。 しかし又、その藩士らに、例えば、薩摩の寺島宗則の如く、長州の伊藤博文の如く、早くから世界の大勢に目ざめて、第一に先づ封建制度を廃さなければ、海外諸国とならび立って、文明の政治を行うことが容易でないのを、痛切に感じていた者がいて、しばしばその意見を上長に述べていたためでもあったようです。

さて、4 藩主が版籍奉還を奉請した翌 24 日に、朝廷はこれに対してその忠誠を満足におぼしめされ、 いづれ会議を開いて審議を経た上、何分のご沙汰をしようと論された。

はんせきほうかん ちょうきょ 版籍奉還の聴許

かかる間に、天皇は東京城に再幸され、政務をされていたが、版籍奉還の朝議もやがて決定したので、

6月17日、 動 りして諸藩の奉請をお聴しになり、未だ願い出ていない者には、これを還納するようにと命ぜられた。 そして、旧藩主をそのまま知藩事に任じて、しばらくその藩内の政務を執らせた。 即ち、旧藩主もまた新政府の一官吏に過ぎないものとなったのです。 こうして全国の土地、人民はみな朝廷に帰して、政令は大小と無く一途に出ることになったので、これを称して府藩県三治一致といった。

ぜんこくみん かしぞくへいみん わ 全国民を華士族平民に分ける

なお、この日、公家、武家の列を廃すために、公卿、大名の称をやめて、ひとしく華族に列せられたが、(公、侯、伯、子、男の五爵に分けたのは明治17年7月7日) 更に6月25日に至って、知藩事の俸禄は、旧領地の石高の十分の一と定め、同時に、旧藩主の一門以下藩士はすべてこれを士族とし、他の人々は皆へ平民とした。 即ち、これまで数多の階級に分かれて尊卑を様々にしていたのを廃して、全国民をただ華族、士族、平民の三等に分けることをしたのです。

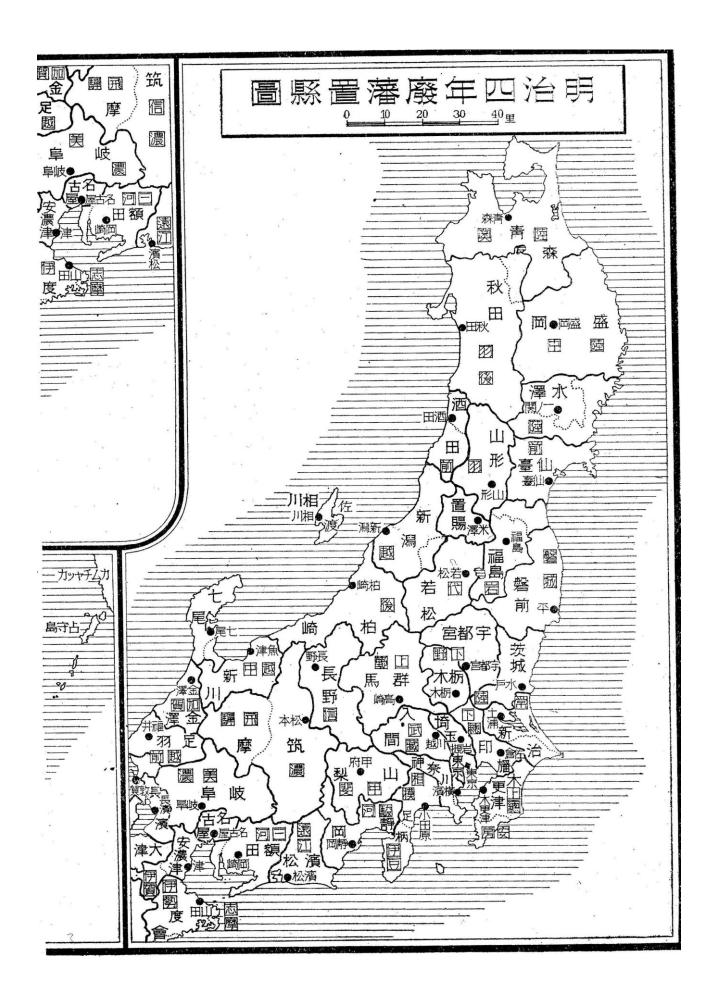
府藩県三治の不一致

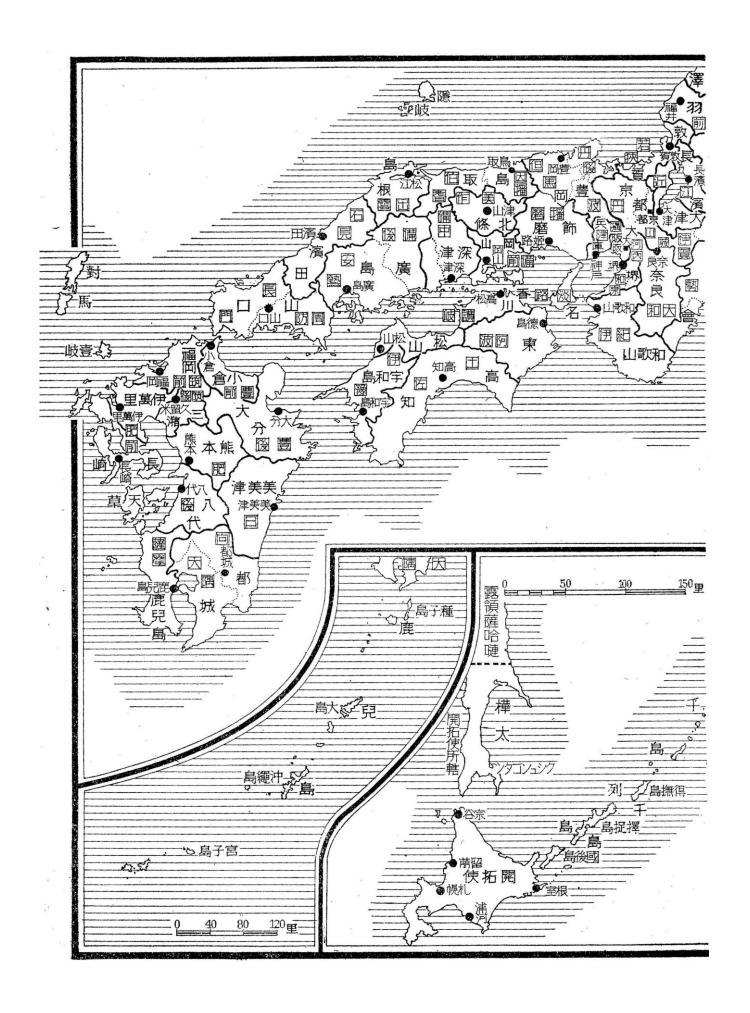
こうして、旧来の封建制度はここに全く廃されて、旧藩の士民は皆、もとの藩主と共にひとしく朝廷の臣民となったのですが、しかし、知藩事はもとの藩主であり、その下にいて政治を執る者もまたもとの家者などであって見れば、ただその名称がかわっただけの事になって、知藩事と士民との間にはやはり昔の殿様と家来との主従関係がそのままにつづいていた。 のみならず、政府の要路に立っている役人の中にも、もとの自分の藩主である知藩事に対して頭のあがらない者なども少なくなかったので、それやこれやのために、新政府の命令も全国に一様に行われなかった。 其の上、病、藩、県の支配する土地は、大やのために、新政府の命令も全国に一様に行われなかった。 其の上、府、藩、県の支配する土地は、大いようなどう

この状態を見て、第一に先づ、藩を廃して県を置き、殿様の知事をやめて、新たに主従関係のない地方官を任命しなければならないことを唱えたのが、やはり木戸孝允です。 彼は先づこれを岩倉具視に説いた。ところが、具視は、今にわかにこれを実行したら、或いは全国の旧藩主に不平が起こって、大騒動がはじまるかも知れないからと、しばらく時機を待つことにしようと言った。 しかし、大久保利通、西郷隆盛らもまた孝允の説に賛成して、その実行に力を尽くしたので、ついに4年7月、三條実美、岩倉具視の 両郷は、この議を奏上してご裁可を請うた。

はいはん ち けん 廃 藩 置 県

それで、その 14 日に、**天皇**は在京の各知藩事を御前に召され、廃藩置県の旨を諭してその職をやめさせ、全国に 260 余藩を廃して、ことごとく県とした。 ついで、多いに府県の廃合を行い、4 年 11 月 22日には、全国を 3 府,72 県として、新たに人材を選んで、府知事、県令を任命された。 ここにおいて、封建の制度は名実共に全く除かれ、政令一途に出る世になって、明治維新の大業もはじめて完全となったのです。 なお、この府県は、この後、しばしば廃合があって、明治 22 年に 3 府 43 県になり、以って今日に及んでいます。





学制の発布

さて、郡県の制も定まり、全国が一様に治められる事になると共に、政府はもろもろの制度を改善したが、とりわけ国運の発展は、主として国民教育の力によるところが多いので、ついに明治5年8月3日、新たに学制を布き、全国を8大学区以下中小学区に分け、義務教育を強制した。 即ち、全国のいたるところに小学校を設けて、男女6才になれば、ことごとく学に就かせることにしたのです。 これにより教育も次第に普及して、ほとんどの村に不学の家なく、家に不学の人のない有様となり、更に 志 のあるものは、何人を問わず、中学大学に進んで、いかなる高尚な学問をも自由に学ぶことが出来るようになったのです。

たいようれき さいよう 太陽暦の採用

又、この年 11 月 9 日に、太陰暦を廃して太陽暦を用いる旨の 詔 が下り、同年 12 月 3 日をもって 6年 1 月 1 日とされた。 これは、一つは西洋諸国の例に倣ったのだが、一つは、太陰暦は太陽暦に比べて、一年の日数が一定しないし、季節に早晩の変わりがあって、不便が少なくなかったからです。 なお、この日、これまで 1 日を 12 時としていたのを改めて 24 時間とされた。

たいいんれき

はい

ついで 6 年 1 月 4 日、これまで久しく行われていた人日(正月 7 日)、上巳(3 月 3 日)、端午(5 月 5 日)、七夕(7 月 7 日)、重 陽(9 月 9 日)の 5節句を廃して、紀元節、天長節、およびその他の祝祭日が設けられた。

ちょうへいれい はっぷ

また、兵制については、武家政治の終わりと共に、大村益次郎らが早くもその改革を企て、山県有 とも まいごうつぐみも
朋、西郷従道らをヨーロッパに派遣して、諸国の兵制を調査させたりしたが、ついに明治 5 年になって、
全国皆兵の制に朝議が決した。 こうしてその年 11 月 28 日、詔して全国 徴 兵の制が定められ、翌 6 年 1 月 10 日にいよいよ 徴 兵 令の発布となった。 即ち、全国の男子は、20 才に達すれば、貴賎を問わず、
皆ひとしく兵役に就くべき義務があるものと定められたのです。 ここにおいて、平安時代に藤原氏が奢り
に耽って政治を 怠 っていたころ、初めて地方に武士が起こってから凡そ 1,000 有余年の間、最も勢力を
持っていた武士という特別の階級が全くなくなり、兵農一に帰して、国民皆兵の古制に帰ったのです。

りくかいぐん じっすう **陸海軍の実数**

なお、この時、陸軍は東京、仙台、名古屋、大阪、広島、熊本に置いて、これに全国の兵を配置することにした。 その兵数は、6 鎮台を合わせて凡そ 45,000 (平時は 31,000)でした。 近衛兵はこの外で、凡そ 10,000 ばかりが東京に置かれていた。 又、海軍は、旧幕臣の勝安芳が明治 5 年 5 月に海軍大輔となって大いに拡張につとめ、旧幕府から収めた甲鉄艦 東を首として、薩、長、肥の諸藩から 徴したものをも合わせたが、この頃には僅かに 10 余隻、105,000 屯に過ぎなかった言われる。

しゃかい めんぼく いっしん 社会の面目の一新

こうして、知識を世界に求めて、わが文化を補う風がますます盛んになると共に、通信、交通の機関から風俗の末に至るまで、にわかに改まって世の中の面目が一新した。 郵便は 4 年 3 月朔日から、東京、京都、大阪の間に実施されて、従来の飛脚に代わり、電信は 2 年 12 月に東京と横浜との間に初めて通じ、5 年 4 月には東京と大阪との間に通じた。 又、鉄道は、5 年 9 月に初めて東京と横浜との間に通じ、その開業式には天皇が親しく臨幸された。

しみんびょうどう 四民平等

又、社会の階級なども、前にも少し述べたように、華族、士族、平民3等にこそ分けられたが、もはやもとのような隔ではなくて、その婚姻も自由となった。 殊に士族は、ただ名誉の階級として「士族」という 空 名を 称 し得るに止まり、その特権は何もなくなった。 即ちこれまでは、職業による貴賎があるものとして士農工 商 と分けられたのだが、今度は、四民平等の建前から、華族も士族も、平民も、共にひとしく農工商のいづれの業を営むことが出来る事として、職業と階級とは直接の関係が無くなったのです。

大化の改新と明治の新政との比較

さて、今やこの話を終えるに当って、さきに皆さんに約束しておいた大化の改新と明治の新政との相似 ている点の比較を 2, 3 つぎに挙げてみよう。

第1に、大化の改新では、蘇我氏を滅ぼして政権を朝廷に収めたが、明治の新政では、徳川氏が大政を奉還した。

第2に、前者では、士族の私有していた土地人民を朝廷に収めたが、後者では、先づ旧幕府の領地を 戦のしゅう 没収し、ついで諸藩の版籍奉還によって、久しく諸大名の私有していた土地人民を朝廷に収めた。

第3に、かれでは、郡県制度を布いて中央集権の実を挙げたが、これでは、廃藩置県を決行して、中央集権の実を挙げた。

第4に、昔は、大いに隋 唐の文物制度を採ったが、今は、さかんに西洋の文物制度に倣った。

これらの外にもまだ、租税を改めて不公平のないようにしたのも同じであれば、又、その人の器量次第で、家柄などに頓着なく、どしどし高い官職に採用したのなども同じでした。

(第3話 明治初期の内政 終わり。 次は前頁に戻り、第4話 明治初期の外交)